

別紙

仕 様 書

1 収集場所

函館市五稜郭町15番5号	函館方面本部総合庁舎
函館市五稜郭町16番1号	函館方面本部分庁舎
函館市石川町149番地23	函館運転免許試験場庁舎

2 収集処理指定日

(1) 函館方面本部総合庁舎及び函館方面本部分庁舎

ア 燃やせるごみ・燃やせないごみ	毎週	月曜日、水曜日、金曜日
イ 資源ごみ	毎週	月曜日、水曜日、金曜日

(2) 函館運転免許試験場庁舎

ア 燃やせるごみ・燃やせないごみ	毎週	火曜日、金曜日
イ 資源ごみ	毎週	金曜日

3 搬入施設

函館市が指定する施設へ運搬して処分する。

なお、搬入施設へ納付する処理手数料は、受注者の負担とする。

4 その他

- (1) 収集処理指定日が搬入施設の休業日となる場合は、発注者の指示を受け、収集処理をすること。
- (2) 発注者が必要と認めるときは、収集処理指定日以外の日であっても収集処理をすること。
- (3) 塵芥の収集にあたっては、ごみが飛散しないよう注意し、飛散した場合は、ごみの清掃を行うこと。
- (4) 塵芥処理の都度発注者に対し報告する書面は、収集場所ごとに、ごみの種別ごとの収集処理量を明らかにして発行すること。
- (5) その他業務処理に関して必要があるときは、発注者と受注者とが協議するものとする。